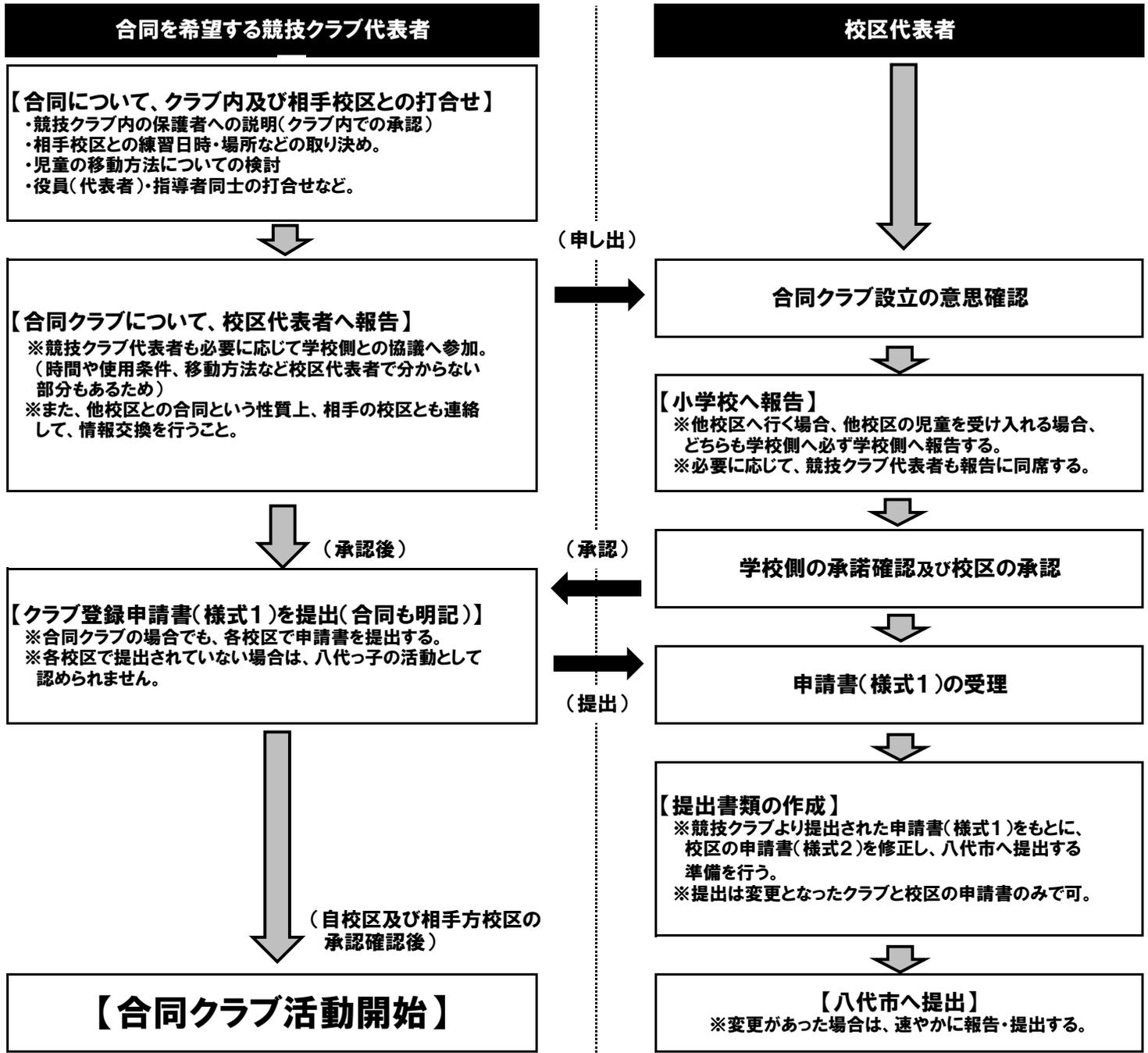


# 合同クラブ設立の流れ



## ※合同クラブの注意点

- ・合同クラブは吸収・合併ではなく、あくまで校区同士の合同のクラブです。したがって、合同している各校区競技クラブ毎の代表者が必要になります。(各校区児童の所属は、あくまでも通学している校区のクラブとなります。)
- ・校区に該当する競技クラブがない場合は、参加する児童の保護者が代表者となり、校区の競技クラブを立ち上げる必要があります。
- ・校区毎の総会は各校区の競技クラブ代表者が出席してください。
- ・役員等については、各校区に偏りがないようにしてください。(人数の多い校区ばかりへ負担が行かないようにしてください)
- ・クラブ登録申請書(様式2)は各校区の競技クラブ代表者が作成し、各校区代表者(または事務局)へ提出してください。
- ・各校区においてクラブ申請書(様式2)の提出、及び競技クラブ代表者が選出されていない場合は、八代っ子クラブの活動と認められません。